

(別記様式1)

紀の川市特定間伐等促進計画

和歌山県紀の川市

令和4年2月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から12年度までの10カ年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、95,000ha（年平均9,500ha）の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から12年度までの10カ年間で2700ha（年平均270ha）の間伐を行うことを、紀の川市特定間伐等促進計画の目標とする。また、主伐後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本市の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注1) 国土地理院1/25,000地勢図相当又は1/5,000森林基本図の図面に図示する（市町村管内図等の使用も可）。

注2) 特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲について面的に区域を設定する。

3 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐

番号	事業実施主体	事業実施年度	所在場所			間伐を実施する森林の現況					間伐の内容			対図番号又は林小班名	交付金希望	備考
			市町村	字（大字）又は林班	地番又は林小班	面積 (ha)	樹種又は林相	林齢	立木材積 (m3)	適用	間伐の方法	間伐立木材積 (m3)	間伐率（材積率）			
	和海紀森林組合	R3～	紀の川市	下鞆 彦谷	2046	16	スギ・ヒノキ	34～61	5,500		切捨・搬出	1000	18	図1		粉河57,58林班 27-1
	和海紀森林組合	R3～	紀の川市	中鞆 藤谷	1130 1131	2	スギ・ヒノキ	43～63	1900		切捨・搬出	550	29	図2		粉河5区域 29-1
	和海紀森林組合	R3～	紀の川市	中鞆 椿谷	1133 1135 1142 1143	6	スギ・ヒノキ	48～58	3400		切捨・搬出	1000	29	図2		粉河5区域 29-1
	和海紀森林組合	R4～	紀の川市	麻津中 飯盛	395-3 他	20	スギ・ヒノキ	31～52	8600		切捨・搬出	1400	16	図3		那賀2林班 29-3
	株式会社榎本林業	R3～	紀の川市	桃山町 峯新田 谷	552	26.73	スギ・ヒノキ	45～50	10,634		搬出	2,127	20	図4		桃山4区域 2-2
						70.73						6077				

※ 間伐と一体的に実施する他の作業種については、備考欄に記載する。

(2) 造林

番号	事業実施主体	事業実施年度	所在場所			造林の内容							対図番号又は林小班名	交付金希望	備考	
			市町村	字（大字）又は林班	地番又は林小班	造林面積 (ha)	うち人工造林				うち天然更新					
							植栽面積 (ha)	植栽時期	植栽樹種	植栽本数	天然更新面積 (ha)	天然更新時期				天然更新樹種

※ 人工播種による人工造林の場合は、人工播種による面積、時期、樹種、本数を備考欄に記載する。

※ 天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は、補助作業の内容を備考欄に記載する。

※ 造林後に実施する下刈りについては、下刈りの面積を備考欄に記載する。また、既に植栽済みの箇所において下刈りを実施する場合は、事業実施年度、所在場所、造林の内容（植栽時期を除く。）及び対図番号又は林小班名の欄に当該植栽に係る該当事項を括弧書きで記載する。

(4) 作業路網

番号	事業実施主体	事業実施年度	路網起点			路網終点			路線名	路網整備の内容		対図番号又は林小班名	交付金希望	備考
			市町村	字(大字)又は林班	地番又は林小班	市町村	字(大字)又は林班	地番又は林小班		開設延長 (m)	幅員 (m)			
	和海紀森林組合	R3~	紀の川市	下鞆刈彦谷	2046	紀の川市	下鞆刈彦谷	2046	58彦谷3 58彦谷4	600	2.5	図1		粉河57,58林班 27-1
	和海紀森林組合	R3~	紀の川市	中鞆刈藤谷	1131	紀の川市	中鞆刈椿谷	1143	椿谷1	560	2.5	図2		粉河5区域 29-1
	和海紀森林組合	R3~	紀の川市	中鞆刈椿谷	1131 1142 1133	紀の川市	中鞆刈椿谷	1131 1142 1133	椿谷2 椿谷3 椿谷4	640	2.5	図2		粉河5区域 29-1
	和海紀森林組合	R4~	紀の川市	麻津中飯盛	395-3	紀の川市	麻津中飯盛	395-3	飯盛14,15,16	1360	2.5	図3		那賀2林班 29-3
	株式会社榎本林業	R3~	紀の川市	桃山町峯新田谷	552	紀の川市	桃山町峯新田谷	552	奥新田谷線 2,3,9,10	2101	2.5	図4		桃山4区域 2-2
										5261				

(5) その他施設

番号	事業実施主体	事業実施年度	所在場所			施設名	数量	対図番号又は林小班名	交付金希望	備考
			市町村	字（大字）又は林班	地番又は林小班					

※ 土場、植栽時に設置するシカ防止ネット等の施設の設置等を記載する。

(6) 事業実施箇所

国土地理院1/25,000地勢図相当又は1/5,000森林基本図の図面に図示する（市町村管内図等の使用も可）。

- ・特定間伐等促進計画の区域を図示した上で事業実施箇所を図示
- ・対図番号(団地番号、林小班番号等)を表示

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

計画的、効率的な森林施業を促進するため、森林経営計画の作成及びこれに基づく施業を推進する。
地域林業の中核を担う森林組合に加え、民間事業者においても、森林の経営規模の拡大と施業の集約化の推進並びに、提案型施業の積極的な導入による施業の確実な実施が図られるよう指導を行う。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

本市の森林所有者は、5ha未満が87%を占めており小規模・零細型であることから、森林所有者等との合意形成に向け、市、森林組合、民間事業者が連携し取り組む。また、森林経営管理制度等を活用し森林所有者への意向調査を進める。調査を、本市林業の中心的な担い手である森林組合等へ委託を行うことで、集約化への効率を高める。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること。

間伐等の効率的な実施のため、トラック等の走行する林道及び主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割に応じて適切に組み合わされた路網の整備を推進し、効率的な森林施業を図っていく。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

林業就労者が減少する中、生産性、安全性の向上には、林業機械化は必要不可欠であることから、傾斜地の区分や地形条件に応じて高性能林業機械の導入（レンタル含む）を推進する。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

造林・保育の低コスト化の推進のため、コンテナ苗及びエリートツリーの活用等も視野に入れて情報収集を行っていく。

6 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

森林経営計画を作成している林業事業者からは間伐材の供給量について、木材取扱業者からは需要についてそれぞれ情報収集し、関係者間の合意形成に努める。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

森林経営計画を策定している林業事業者がそれぞれ、計画に沿って施業を行うことで安定供給されるよう指導する。
また、紀の川市木材利用方針に基づき、地域材が積極的に活用されるよう推進する。

7 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業者の育成確保に関すること。

県と連携しながら、間伐や路網作設等に関する研修会等に係る情報提供を図り、現場技能者等の技能・技術の向上に努める。

(2) 林業事業者に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。

森林組合や民間事業者に対して作業班員の編成等を含めた人員等の拡充を進めることで経営体としての機能を十分に発揮できるよう、また各種事業の委託の拡大、労務班の雇用の通年化の促進等によって経営の体質強化につながるよう情報提供等を行っていく。